

社会福祉法人国立保育会 富士本保育園 管理運営規程

(保育所の名称等)

第1条 (法人名) が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人国立保育会 富士本保育園
- (2) 所在地 東京都国分寺市富士本 2-30-4

(施設の目的及び運営方針)

第2条 富士本保育園（以下「保育園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 保育園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 保育園は、保育の関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- (3) 保育園は、乳児及び幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 保育園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第43号）、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」をいう。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする3歳以上の園児） 84人
- (2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする3歳未満の乳児及び園児） 68人

(提供する保育等の内容)

第4条 保育園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第7条に規定する時間において提供する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、職務の内容は、次のとおりとする。

<職員体制>

園長	園の業務の統括 園の施設及び職員の管理・監督
副園長	園長の補佐
保育士	保育、保育計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整等の業務
看護師	園児の健康管理、園児、職員に対する保健指導を含む園全般の衛生管理業務
管理栄養士 及び栄養士	園児、職員に対する食育指導、献立表の作成整理、給食業務及び炊具食器の整備保管等の業務
用務員	園舎園庭の営繕・清掃、遊具の安全点検等の業務・園の警備
園医	医務に従事(非常勤)

そのほか保育園に必要な職員を配置します。詳細は園内の掲示物をご覧ください。

職員は、配置基準を下回ることはありません。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後8時までの範囲内で延長保育を実施する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

原則として午前9時から午後5時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後8時までの範囲内で延長保育を実施する。

(保育料及び延長保育料)

第8条 富士本保育園延長保育規程に基づき実施する。別紙添付。

(その他の費用等)

第9条 副食有償提供については、次のとおりとする。

内閣府子ども子育て本部参事官「府子本第219号」および厚生労働省子ども家庭局保育課長「子保発0627第1号」として、令和1年6月27日に発せられた「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」の通知内容に基づき、当法人運営の保育施設における入所児童の副食の有償提供について、下表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

副食有償提供施設	2号認定子どもの副食費の月額保護者負担額
富士本保育園	4,500円

(利用の開始に関する事項)

第10条 保育園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 保育園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもの保護者が国分寺市保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年条例第24号)第3条各号に掲げる認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、乳児及び幼児に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該乳児及び幼児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育園は、保育の提供により事故が発生した場合は、市町村、保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況、事故に際して採った処置について記録するとともに事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 保育園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者及び火気、消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を実施するものとする、

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 保育園は、乳児及び幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 15 条 保育園は、保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る必要な事項の記録
- (3) 条例第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から改正する。